

## 第 10 回 定例農業委員会議事録

令和 3 年 5 月 6 日（木）午後 1 時 5 5 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

### 出席委員（17名）

	8	清水 峰幸			
2	佐竹 静	9	林 新太郎	16	日比 育緒
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美	14	吉田 幹夫		

### 欠席委員（2名）

1	河合 稔		
15	高木 正美		

### その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	堀主幹
竹中事務局次長	森主幹	

### 議案

議案第 4 6 8 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について

議案第 4 6 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 7 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 7 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 1 0 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 　ただ今から、第10回定例農業委員会を始めたいと思います。  
　本日の議事録署名者に、5番 森委員、16番 日比委員の両名の方  
　をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。  
　では、ただ今から議案審議にはいります。

　議案第468号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願等について  
　を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 　農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

　1件申請されております。

　被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うと  
　いうことで相続税納税猶予を受けるものです。

　提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま  
　したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの  
　ある方でございますので、ご報告いたします。

　1番、田、618㎡でございます。

　以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた  
　しまして、次に移らせていただきます。

　議案第469号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題  
　に供します。事務局説明願います。

森主幹 　議案第469号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂  
　きます。

4件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないため、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

- 1番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、304㎡で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,287㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、998㎡で、交換でございます。交換の対象地は、譲受人が所有する垂井町の農地になります。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、2,036㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後も効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第470号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第470号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

- 1番、畑、224㎡で、農家住宅(庭・車庫)でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、田、4筆合わせて、729㎡で、農地への進入路でございます。農地の区分は、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断します。許可項目は、「周辺の他の土地を供することによって当該申請目的を達成することができない農地への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第471号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 　　議案第471号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

2件提案されております。

1番、所有権移転によります、畑、40㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、賃貸借権によります、田、638㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は「農業用施設（農業用倉庫への進入路及び農機具等農業用資材の保管の用に供する施設）への転用」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

　　ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

　　報告第10号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

堀主幹　　報告第10号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

　　事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

　　農地法第4条関係届出明細については、5件申請されています。

　　1番、田、2筆合わせて、1, 340㎡で、共同住宅でございます。

　　2番、田、1, 652㎡で、共同住宅でございます。

　　3番、田、644㎡で、貸駐車場でございます。

　　4番、田、16㎡で、農業用倉庫でございます。

　　5番、田、115㎡で、一般個人住宅でございます。

　　農地法第5条関係届出明細については、19件申請されています。

　　6番、所有権移転によります、田、1, 321㎡で、建売分譲でございます。

　　3ページをお願いします。

　　7番、所有権移転によります、田、661㎡で、一般個人住宅でございます。

　　8番、所有権移転によります、田、399㎡で、貸駐車場でございます。

　　9番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、780㎡で、分譲住宅でございます。

　　10番、所有権移転によります、田、175㎡で、分譲住宅でございます。

　　11番、使用貸借権によります、田、193㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、賃貸借権によります、田、82㎡で、店舗（コンビニエンスストア）でございます。

13番、所有権移転によります、田、208㎡で、一般個人住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、498㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

15番、所有権移転によります、田、6筆合わせて、2,690㎡で、運送業駐車場でございます。

16番、所有権移転によります、田、506㎡で、分譲住宅でございます。

17番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、754㎡で、共同住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、388㎡で、一般個人住宅でございます。

19番、賃貸借権によります、田、341㎡で、集会場（葬儀場）でございます。

20番、所有権移転によります、田、700㎡で、分譲住宅でございます。

21番、所有権移転によります、田、320㎡で、一般個人住宅でございます。

5ページをお願いします。

22番、所有権移転によります、田、1,681㎡で、貸駐車場及び貸資材置場でございます。

23番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、224㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

24番、所有権移転によります、田、924㎡で、共同住宅でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、4件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

25番、田、2筆合わせて、1,357㎡でございます。

26番、田、畑、3筆合わせて、88.2㎡でございます。

27番、田、2筆合わせて、568㎡でございます。

28番、田、5筆合わせて、3,825㎡でございます。

6ページをお願いします。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、27件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

29番、田、畑、15筆合わせて、9,770㎡でございます。

30番、田、畑、池沼(現況畑)、22筆合わせて、

10,018.49㎡でございます。

7ページをお願いします。

31番、田、畑、6筆合わせて、1,882㎡でございます。

32番、田、畑、9筆合わせて、2,859㎡でございます。

33番、田、畑、7筆合わせて、5,114㎡でございます。

34番、畑、525㎡でございます。

35番、田、3筆合わせて、1,118㎡でございます。

36番、畑、1,253㎡でございます。

37番、田、畑、2筆合わせて、1,045.88㎡でございます。

8 ページをお願いします。

38番、田、畑、宅地（現況畑）、25筆合わせて、8,966.99  
㎡でございます。

39番、田、3筆合わせて、4,506㎡でございます。

40番、田、畑、3筆合わせて、873㎡でございます。

41番、田、畑、3筆合わせて、1,139㎡でございます。

9 ページをお願いします。

42番、田、畑、11筆合わせて、12,203㎡でございます。

43番、田、298㎡でございます。

44番、田、畑、11筆合わせて、12,464㎡でございます。

45番、畑、2筆合わせて、425㎡でございます。

46番、田、畑、6筆合わせて、2,696㎡でございます。

10 ページをお願いします。

47番、田、畑、8筆合わせて、5,451㎡でございます。

48番、田、畑、12筆合わせて、6,817㎡でございます。

49番、田、59㎡でございます。

50番、田、429㎡でございます。

51番、田、4筆合わせて、2,940㎡でございます。

11 ページをお願いします。

52番、田、641㎡でございます。

53番、田、畑、3筆合わせて、1,953㎡でございます。

54番、田、4筆合わせて、7,460㎡でございます。

55番、田、畑、17筆合わせて、5,604.4㎡でございます。

12 ページをお願いします。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、2件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のため、線路、空中線系若しくは中継施設



等を設置する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

56番、賃貸借権によります、田、2筆合わせて、335㎡の内4㎡で、電気通信事業における携帯電話用無線基地局でございます。

57番、賃貸借権によります、田、211㎡の内1㎡で、電気通信事業における携帯電話用無線基地局でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、説明させていただきます。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

58番、現況、山林、3筆合わせて、812㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。（※登記地目は畑）

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日比委員

ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和3年4月21日に、代理人である行政書士の案内で、私と、谷川農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これを持ちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年5月6日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

森千尋

議事録署名者

日比育